三　液体のための混合包装の前処理から生ずる次に掲げる物であって、条約附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で別表第五又は別表第六に掲げる物を含有しないもの　B三〇二六

イ　分離することができない少量のプラスチック

ロ　分離することができない少量のプラスチック及びアルミニウムが混合した物

四　ラミネート加工された接着性ラベルの製造に伴い生ずる物であって、ラベルの製造に使用される原材料を含有するもの　B三〇二七

五　繊維のくずであって次に掲げる物　B三〇三〇

イ　再生利用するために調整された絹のくず（操糸に適しない繭、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物（絹のくず以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）

(1)　カード又はコームしていない物

(2)　(1)に掲げる物以外の物

ロ　羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含み、反毛した繊維を除く。）であって次に掲げる物

(1)　羊毛又は繊獣毛のノイル

(2)　羊毛又は繊獣毛のくず

(3)　粗獣毛のくず

ハ　綿のくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物

(1)　糸くず

(2)　反毛した繊維

(3)　(1)又は(2)に掲げる物以外の物

ニ　亜麻のトウ又はくず

ホ　大麻（カナビス・サティヴァ）のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）

ヘ　ジュートその他の紡織用靭皮繊維（亜麻、大麻又はラミーを除く。）のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）

ト　サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）

チ　ココやしのトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）

リ　アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）のトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）

ヌ　ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含み、他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）

ル　人造繊維のくず（ノイル、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物

(1)　合成繊維製の物

(2)　再生繊維又は半合成繊維製の物

ヲ　中古の衣類その他の中古の繊維製品

ワ　ねん糸、ひも、網若しくはケーブルのぼろ又はくず（紡織用繊維のものに限る。）であって次に掲げる物

(1)　分別された物　B三〇三五

(2)　(1)に掲げる物以外の物

六　カーペット　B三〇四〇

七　ゴムのくずであって次に掲げる物（ゴムのくず以外のものが付着し、又は混入しているものを除く。）

(1)　硬質ゴムのくず　B三〇五〇

(2)　(1)に掲げる物以外の物（他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）　B三〇五一

八　天然のコルク又は木材のくずであって次に掲げる物

イ　木材のくず（丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これに類する形状に凝結されてあるか否かを問わない。）　B三〇五二

ロ　破砕し、粒にし、又は粉砕したコルクのくず　B三〇六〇

九　食品工業において生ずる物であって次に掲げる物（病毒を移しやすい物質を含むものを除く。）

イ　ぶどう酒かす　B三〇六一

ロ　飼料の用に供する種類の植物のくず又は植物性副産物であって乾燥又は殺菌されたもの（ペレット状であるか否かを問わないものとし、他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）　B三〇六五

ハ　デグラス（脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理に伴い生ずる残滓をいう。）　B三〇六六

ニ　骨又はホーンコアのくず（加工していないもの又は脱脂し、単に整え、酸処理し、若しくは脱膠したものに限り、特定の形状に切ったものを除く。）　B三〇七〇

ホ　魚のくず　B三〇八〇

ヘ　カカオ豆の殻、皮その他のくず　B三〇九〇

ト　イからヘまでに掲げる物以外の物　B三一〇〇

十　動物性又は植物性の食用油脂であって、条約附属書Ⅲの特性を有しないもの　B三一一〇

十一　次に掲げる物　B三一二〇

イ　人髪のくず　B三一三〇

ロ　わらくず　B三一四〇

ハ　ペニシリンの製造に伴い生ずる真菌類の菌糸体であって、飼料の用に供するもの（滅菌されたものに限る。）

十二　ゴムの切片又はくず

十三　革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず（泥状のものを除き、動植物若しくはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤その他の薬剤（以下「駆除剤」という。）を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

十四　革のダスト、灰、汚泥又は粉（駆除剤を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

十五　獣皮のくず（病毒を移しやすい物質若しくは駆除剤を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

十六　食品着色料から成る物

十七　過酸化物を生成しない重合体エーテル又は単量体エーテル（別表第六第二十一号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

十八　空気タイヤ（別表第一の一の項に掲げる処分作業が予定されたものを除く。）